

**令和 7 年度 兵庫県会計年度任用職員
(旅券事務推進員 (尼崎出張所))
採用選考案内**

受付期間	令和 7 年 7 月 16 日 (水) ～令和 7 年 8 月 8 日 (金) [17 時必着]
面接日	令和 7 年 8 月 21 日 (木) 又は令和 7 年 8 月 22 日 (金) のうち指定する日時
任用期間	令和 7 年 10 月 1 日 (水) ～令和 8 年 3 月 31 日 (火)
勤務場所	旅券事務所 (尼崎出張所)

1 募集職種、採用予定人員等

募集 NO	職 名	採用予定人 員	主な職務内容	勤務形態
1	旅券事務推進員	1 人	旅券発行に係る受付・審査事務 (関連する法律知識、類似の業務経験があれば望ましい)	週29時間 (週 4 ～ 5 日 (※週勤務日数は応相談))

2 受験資格

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上の方 (年齢の上限はなし)
- (2) 任用の日に旅券事務所 (尼崎出張所) に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方、オンライン審査ができる方
- (5) 過去に国・地方公共団体での勤務歴を有する方が望ましい

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類 (別添申込書兼職務経歴書) による書類選考及び面接試験による選考
※書類選考通過者に面接試験を実施
- (2) 面接日時
令和 7 年 8 月 21 日 (木) 又は令和 7 年 8 月 22 日 (金) のうち指定する 1 日
※試験時間は書類選考後にお知らせします。
- (3) 面接場所
兵庫県旅券事務所 (尼崎出張所)
〒661-0012 尼崎市南塚口町 2 丁目 1-2-316 塚口さんさんタウン 2 番館 3 階
〔 申込者多数の場合、上記以外の試験日程及び試験会場になることがあります。 〕
〔 その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。 〕

4 申込先及び申込方法

受付期間内に郵送で下記兵庫県旅券事務所まで別添申込書兼職務経歴書(写真貼付)を提出してください。

応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。
(なお、応募書類は返却しません。)

【申込先】

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 8-1-6

兵庫県旅券事務所(神戸国際会館 3 階) 尼崎出張所採用担当 あて

[TEL:078-855-3337] ※月曜、火曜は閉所日です

※ 書類選考通過者には 8 月 19 日(火)までに、面接試験日時・会場等について電話又は、E-mail にて連絡します。

5 合格発表

8 月下旬に合格者へ文書により通知します。

※ 発表日については、面接試験当日にお知らせします。また、合格者及び補欠合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご注意ください。

6 採用予定時期

(1) 採用は原則として令和 7 年 10 月 1 日(水)です。

(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

7 任用期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までです。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額 159,100 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給があります。

(3) 期末手当及び勤勉手当

年間計 4.6 月(在職期間、勤務状況に応じた割り落としがあります)

※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します(支給限度額の設定あり)。

(5) 勤務時間

週 29 時間（週 4～5 日（※週勤務日数及び 1 日の勤務時間は応相談））

(6) 勤務日

月～金・日曜日のうち 4～5 日勤務。採用後の勤務割振りにより勤務日及び週休日を決定します（土曜日は閉所日のため必ず週休日）。

(7) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(8) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

(9) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。